

仮称 秦野市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

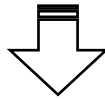
平成 26 年 7 月 7 日

第 6 回 秦野市 子ども・子育て会議

秦野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 計画策定の方向性と法的な位置づけ

- 子ども・子育て支援新制度は子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく子育て世帯に必要な支援を行うための制度です。
- 子ども子育て支援制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために、①市町村から教育・保育施設への支援給付および保育の場の拡大、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援を行うために、各市町村で「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。
- 秦野市では、平成22年度から平成26年度までを計画対象とする「秦野市子ども次世代育成支援計画（後期計画）」に基づき、着実な子育て施策を実施してきました。この計画を根拠として実施してきた事業についても、関連計画等と調整を図りながら、平成27年度からは「秦野市子ども・子育て支援事業計画」に引き継いでいきます。



秦野市は市の最上位計画の「総合計画」のもと、他の福祉計画との調和を保ちながら、子ども・子育て支援法に基づく「事業計画」と「次世代育成支援計画」の行動計画の実効性のある施策を併せた子ども・子育て支援計画を策定します。

2. 計画策定までの流れ(平成26年度)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画 工程	秦野市子ども・子育て支援 事業計画の検討			計画の素案 作成	素案の公表 パブリック実施	計画の最終とりまとめ				
子ども 子育て 会議	第 5 回	第 6 回	第 7 回		第 8 回			第 9 回		



秦野市次世代育成支援計画（後期計画） 【平成 22 年度～平成 27 年度】	（仮称）秦野市子ども子育て支援事業計画（骨子案） 【平成 27 年度～平成 31 年度】	各章の概要
第 1 章 秦野市次世代育成支援計画策定に当たって	第 1 章 計画策定に当たって	
1. 次世代育成支援対策推進法制定の趣旨 2. 計画策定の趣旨 3. 計画の性格・位置づけ 4. 計画の期間	1. 計画策定の背景と趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画期間 4. 計画の策定体制 (1) 子ども子育て会議 (2) パブリックコメントの実施	○子ども・子育て支援事業計画に係る法令の位置づけ（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、秦野市総合計画、地域福祉計画等）
第 2 章 秦野市の子育て環境	第 2 章 秦野市の子育て環境の現状	
1. 児童人口等の推移 2. 子育て家庭の意識とニーズ	1. 秦野市の子ども・子育て環境の変化 (1) 人口統計資料（児童人口、核家族化、出生率など） (2) 女性の就業状況 (3) 子育てアンケート調査からの現況分析・ニーズなど (4) 秦野市幼稚園・保育園の入所状況 2. 市の子育て支援施策 (1) 次世代育成支援計画の実施状況 (2) 地域子ども子育て事業 3. 今後の課題 (1) 公立幼稚園のあり方 (2) 待機児童対策	○最新の統計・アンケート調査結果からのデータを用いた市の子ども・子育てを取り巻く環境について ○現行計画に基づく市の施策の進捗状況を踏まえた今後の課題について
第 3 章 基本理念	第 3 章 計画の基本的考え方	
1. 計画の基本理念 2. 計画の基本方針	1. 計画の基本理念 2. 計画の基本方針 (1) 国の基本指針 (2) 次世代育成支援計画との整合	○計画の基本理念、基本方針を記載
第 4 章 重点的に取り組むべき課題	第 4 章 量の見込みと提供体制の確保等	
1. 「地域で支え合う子育て」実現に向けた基盤整備 2. 「子育て」を促進するための場や機会の提供 3. 安全・安心な子育て環境づくり 4. 食育の充実	1. 教育・保育提供区域の設定 2. 教育・保育の見込み量と提供体制の確保策 (1) 各年度による幼児期の学校教育・保育料の見込み (2) 教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期	○「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により計画の必須記載が求められる

<p>秦野市次世代育成支援計画（後期計画） 【平成 22 年度～平成 27 年度】</p>	<p>（仮称）秦野市子ども子育て支援事業計画（骨子案） 【平成 27 年度～平成 31 年度】</p>	<p>各章の概要</p>
<p>5. 子育て相談機能の充実</p>	<p>3. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と提供体制の確保策 (1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期</p> <p>4. 幼児期の教育・保育の一体的提供および該当教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (1)幼保連携型認定こども園の普及に係る基本的な考え方 (2)幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項 (3)質の高い教育・保育、地域子ども子育て事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及び推進方策</p>	<p>ている項目について記載</p>
<p>第 5 章 基本目標</p>	<p>第 5 章 基本目標と方向性（例）</p>	
<p>1. 多様なニーズを持つすべての子育て環境への支援 2. すべての親子の健やかな成長への支援 3. 教育を通じた次代を担う親子の成長の支援 4. 子育てを支援する生活環境の整備 5. 職業安定と家庭生活との両立支援 6. 子どもの安全の確保 7. 要支援児童への対応などきめ細かな対応</p>	<p>1. 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進 2. 親子の健やかな成長への支援 3. 要支援児童への対応などきめ細かな対応</p>	<p>4 章および現行計画を踏まえ、基本目標を記載</p>
<p>第 6 章 計画の推進に向けて</p>	<p>第 6 章 目標の実現に向けた具体的施策案</p>	
<p>1. 計画の進捗状況の把握 2. 関係機関との連携強化</p>	<p>1. 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進 (1)確かな学力の向上 (2)保育サービスの充実 (3)ワーク・ライフ・バランスの推進 (4)地域における子育て支援サービスの充実 2. 親子の健やかな成長への支援 (1)安心できる妊娠・出産・子育て (2)子どもの安全の確保 (3)子育て相談機能の充実</p>	<p>それぞれの施策について基本目標ごとに記載</p>

秦野市次世代育成支援計画（後期計画） 【平成 22 年度～平成 27 年度】	（仮称）秦野市子ども子育て支援事業計画（骨子案） 【平成 27 年度～平成 31 年度】	各章の概要
	3. 要支援児童への対応などきめ細かな対応 (1) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進 (2) 障害児施設の充実	
	第 7 章 計画の推進に向けて	
	1. 計画の進捗状況の把握 2. 関係機関との連携強化	